

## 船橋市地域防災計画(案)に対する意見の募集結果について

船橋市地域防災計画(案)に対する意見の募集に際し、ご協力いただきありがとうございました。お寄せいただいたご意見及びそれらに対する本市の考え方について、取りまとめを行いました。

### 【意見の募集期間】

平成27年12月15日(火)から平成28年1月14日(木)まで

### 【資料の閲覧方法】

船橋市ホームページ、危機管理課、行政資料室、船橋駅前総合窓口センター、各出張所・公民館・図書館

### 【意見を提出できる方】

船橋市内在住・在勤・在学の方及び事業者

### 【意見の提出方法】

郵送、FAX、電子メール、直接持参

### 【集計結果】

① 受付総数 2件

[内訳]

・受付方法別

郵送	FAX	電子メール	直接持参
0件	0件	2件	0件

・居住地別

市内	市外
2件	0件

② 意見総数 6件

【パブリックコメントに寄せられたご意見と本市の考えについて】

	頁(項目)	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	要配慮者	福祉避難所が開設されるまでの間、要配慮者は一次避難所で生活しなければならない。要配慮者が暮らしていける避難所運営を検討するため、市主催の要配慮者の防災訓練を定期的に(年1回)実施することを計画に盛り込んでほしい。	市が行う総合防災訓練の訓練内容に、「要配慮者訓練」及び要配慮者を想定した「安否確認訓練」の実施が位置づけられております。なお、「要配慮者訓練」の実施内容については、今後も関係者の方々のご意見も参考に検討して参ります。(地震1. 1-9 第3防災訓練 1. 市が行う訓練 (1)総合防災訓練 ④訓練内容 イ発災対応型訓練)
2	要配慮者	福祉避難所とされている公民館について、和室は車イスが入れず、直に畳や床に座ったり立ったりすることが難しいため、身体障害者にとって暮らすのが困難な場所であることを認識してほしい。 公民館が身体障害者にとって避難所として妥当なのか、福祉避難所として機能するのか再度検討してほしい。 さらに、公民館以外の福祉避難所候補地を検討する必要がある。	福祉避難所として指定する施設については、原則として、耐震、耐火構造を備え、治療や介護に適した空間を有するとともにバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適した施設を対象としており、公民館のほか、老人福祉センター、市立特別支援学校等の35施設を指定しております。ご指摘のとおり、施設の受入れ場所(部屋)によっては、要配慮者の生活空間として適さない場合もありますので、災害時の受入れに当たっては、要配慮者の特性等を十分考慮してまいります。 また、社会福祉施設等と災害時の要配慮者の受入れについて協議を行い、市内で障害者福祉施設(4施設)を運営する3社会福祉法人との間で、「災害時における要配慮者の受入れに関する協定」を平成28年1月12日に締結しました。
3	要配慮者	誰が福祉避難所を運営するのか、どこにどのような装備を配置するのかを記した福祉避難所の運営マニュアルの早急な作成が必要だと考える。	現在、ホームページ等で公開している「避難所運営マニュアル」に、福祉避難所の運営についての記載の検討をし、必要に応じて内容の追加・修正を行っていきます。

4	要配慮者	<p>災害時、町会ごとまとめて避難所へ行くのが望ましく、避難所運営の視点からも町会ごと名簿を提出し、避難生活も町会単位が望ましいと考える。</p> <p>そのため、名簿管理は、避難町会一覧&gt;避難者カード&gt;個別支援調査表のツリー構造が望ましい。</p> <p>名簿管理、避難単位を考えた場合、避難者カードと個別支援調査表に町会・自治会名の欄が必要だと考えるので、設けてほしい。</p>	<p>「避難者カード」と「個別支援調査表」（避難所運営マニュアル[ホームページ等で公開]）を修正する際に、避難所の名簿管理を行いやすいように、新たな項目の追加等を行っていきます。</p>
5	総則 1.1-2 他	<p>東日本大震災での反省から、「女性」に対して様々な配慮をしているということはあるが、女性は人口の全体の約半分なのに、「要配慮者、女性など多様な避難者に配慮」と、特に「女性」を上げる事に違和感を感じる。</p>	<p>災害時においては、要配慮者、女性などに対して配慮すべきであることから、「要配慮者、女性など多様な避難者に配慮」を「要配慮者、女性などに配慮」に修正します。</p>
6	地震 2.7-15	<p>「女性専用の更衣室」は、「男女別の更衣室」と記述すべきだと思う。</p>	<p>「女性専用の更衣室」を「男女別の更衣室」に修正します。</p>